

一節三〇五

二節三〇六

三節三〇七

四節三〇八

五節三〇九

二人の子ヤシヨアアハ彼ハ槍を擧げて一時に三百人を斬殺せし事あり 彼の次ハアトロの子ニレ
 アガルおして三勇士の中なり 彼ハビテどもにバスタギムに在けるあべリシテ人其處に集りきて戰へ
 り其處ハ大麥の溝たる地一箇所あり 時に民ベリシテ人の前より逃たりしが 彼のの地所の中に踐ど
 まり之を護りてベリシテ人を殺せり而してエホバ大なる報をばらして之を救ひたまへり 三千人の
 長ある二人の者アトロの洞穴に下り磐の處お往てダビデに請ひし事あり 時おわべリシテ人の軍兵ハレ
 バイム谷お陣どり 六の時ダビデハ磐お居りベリシテ人の鎮臺兵ハバテレムにわけるが ダビ
 デ慕ひ望みて言けるハ 誰かベテレムの門にある井の水を飲せりて我に飲せよかし 此の三人おなぞち
 べリシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテレムの門にある井の水を汲取てダビデの請お携へきたれり
 然ぞダビデこれ飲とせしをせず 之をエホバの前に灌ぎて 言けるハ 我神よ 我決てこれを爲し我いかで
 命をかけし此三人の血を飲べけんぞ 彼らその命をかけて之を携へきたりたれなり 故にダビデこれを
 飲とせしを爲ざりき 此三勇士ハ是らの事を爲り ヨアブの兄弟アビシヤハ三人の長たり 彼ハ槍を揮ひ
 て三百人を衝とらして三人の中に名を得たり 三彼ハ第二の三人の中に尤も貴くしてその首にせらる然ぞ
 第一の三人に及むざりき 三エホヤダの子カゾエルのベナヤハ勇氣あり 衆多の功績ありし者なり 彼ハ
 モアアのアケル二人の子を擧殺せり 雪の日に下りゆきて穴の中に獅子一匹を擧殺せし事あり
 三 彼ハまた長身五キヒト程なるエショフト人を殺せり 六のエショフト人の機織の膝の邊を手に執
 き 六をしお彼ハ楓をとりて之が許お下りゆきエショフト人の手より槍を握どりてその槍をもて之を殺せ
 り 三エホヤダの子ベナヤは是等の事を爲し 三勇士の中に名を得たり 彼ハ三千人の中に尊かりしかども

六節三一〇

七節三一〇

八節三一〇

九節三一〇

十節三一〇

十一節三一〇

十二節三一〇

第一の二人に及むざりき 六ダビデかれを親兵の長となせり 〇軍兵の中の勇士ハヨアブの兄弟アサハ
 ルベ、テレムの子エルハナン、ハロテ人シヤヤ、ベロニハレツ、テコア人イダモの子イラ
 アナト、アハアヒゼセル、三ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ、ヨトバ人マテライ、オトバ人ガ
 ナの子ヨナタン、ハアラ人サガルの子アヒラム、ウルの子エリバル、六メラ人ベルベロニハ
 ホライ、アルバ人アヒエル、三バアルム人アズマウラ、セアルボム人ニリヤバ、三ギラム人セム、ハラ
 人シヤガの子ヨナタン、三ハアラ人サガルの子アヒラム、ウルの子エリバル、六メラ人ベルベロニハ
 ヒヤ、三カマルム人ハツライ、ニズバの子ナアラ、三ナタンの兄弟ヨニル、ハガリの子ミナハル、三
 シモニ人セレク、ゼルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロム人ナアラ、二テリ人イラ、ニテリ人
 ガレブ、二ハラウリヤ、アハラの子ガバデ、二ルベツ人シヤの子アサハ、是ハルベツ人の軍長の一人に
 して從者三十八人を率ゐたり、三アラの子ハナン、三ミラニ人ヨシヤバ、四アメラ人ウツヤ、アロエム人
 ホタンの子等シヤヤ、ニエムル、五テリ人シハリの子ニテアムルおよびその兄弟ヨハ、二ハウ人ニリエ
 ル、二エルナアムの子等エリバル、およびヨシヤウヤ、モアブ人イラヤ、二エリニル、オズ、ソムバ、八ヤニル
 七ダビデがキツの子サウルの故によりて尙チクラグに閉てもり居ける時に彼處にゆきてダビ
 デに就し者ハ左のごとし 〇人々ハ勇士の中にしてダビデを助けて戰ひたる者 能く弓を懸き右左の手
 を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者ありしが俱おベニヤミツ人にしてサウルの宗族たり 首ハアヒゼ
 ル、二ハヨアブ、是らハギベア人シヤの子等なり 又エニル、およびレテ、是らハアズマウラの子等なり
 又ハカラおよびアナト、八エヒウ、四またギベカベハ人イシヤ、二彼ハ二十八人の中の勇士にして三十人の首

たり又エレミヤ、ヤハシエル、ヨハナン、ゲラ人ヨザバ、エルザイ、エリモテ、ベアリア、シマヤ、ハ
 リアシバラヤ、エルカナ、エシヤ、アザエル、ヨニセル、ヤミヨベア、最等ハコラ人なりまたゲド
 のエロハンの子等あるヨエラおよびゼバデヤ、ガド人の中より曠野の岩に脚きたりてゲベラに歸せし
 者あり是みな大勇士にして善戦の公軍人能く楯と戈とをつる者にしてその面ハ獅子の面のごとく其提
 きとハ山に在る鹿のごとくなり其の首ハエセルの二ハオバザの三ハエリアの四ハ
 シンナラの五ハエレミヤの六ハア、カイの七ハエリル、の八ハヨハナラの九ハエルガ
 デラの十ハエレミヤラの十一ハババナイ、是等ハガドの人にして軍旅の長たり、其の最も小き者
 ハ百人に當り、其の最も大ある者ハ千人に當り、正月ヨルダ川の全岸に溢きたる時、是の者濟り
 ゆきて谷々に居る者をしてゆく、東西に打奔らせたり、故にニヤミソコの子孫の中の人々皆に來
 りてゲベラを破けるに、ゲベラてれを出むるに應へて之に言けるハ汝らも我を助けんとして
 來れるならば我心なぢらと相結さん、然ゆ故らも我手に懸き、是を欺きて敵に付さんと
 せ、我らの先祖の神がはくハ之を監みて賣たまへど、時に聖靈三千人の長ア、サイに臨みて彼等が
 お言けるハ、ゲベラよ我らハ汝も屬す、エ、サイの子よ我らハ汝を助けん願ハ、平安あれ汝にも平安あれ
 汝を助くる者にも平安あれ、故の神汝を助けたまふなり、是に於いてゲベラ彼らを受けきて軍旅の長と
 なせり、前にゲベラ、リセラ人どもにサウルと戦はんとて攻撃たきる時、ナセ人數人ゲベラに屬り、恒
 しゲベラ等ハ遂にベリセラ人を助けたりき、其ハベリセラ人の君等が以て謀り、彼ハ我らの首級をもて、
 主君サウルハ歸らんとて彼を去しめられたるなり、却てゲベラクラクガも在る時、ナセ人ア、ヨザ
 バ

二百六

二百五

二百七十五

二百九

二百九

ハバ、エデアエル、ミカエル、ヨザバ、エリヤ、ザルマイ、これら歸せり、皆ハ千人の長たる者あり
 き、彼等ゲベラを助けて敵軍に當り、彼らハ皆大勇士にして軍旅の長となり、常時ゲベラに歸して之
 を助くる者日々に加はりて、終に大軍となり、神の軍旅のごとくかれり、戰爭のために身をよるハ、ゴ
 ン、ベラ、エリヤ、ミカエル、ヨザバ、エリヤ、ザルマイ、これら歸せしめん、是の武士の數ハ左の
 ごとし、ヨザの子孫にして楯と戈とを執り、戰爭のために身をよる者ハ、六千八百人、シモオンの子孫に
 して善戦ハ、大勇士ハ、七千二百人、レビの子孫たる者ハ、四千六百人、エホヤダロ、人を取らたり、之に
 屬する者ハ、三千七百人、またサ、ク、といふ年、若き勇士ありき、この宗家の長たる者ハ、二十二ありたり
 たればなり、エラヤの子孫たる者ハ、二萬八千人、皆大勇士にして、この宗家の名ある人々たり、マ、
 の半支派の者ハ、一萬八千人、皆名を録されたる者あり、ゲベラを王にたんとす、ハ、サカルの子
 孫たる者の中より、善く賄勢に通じ、エラエルの爲べきことを知る者きたり、この首二百八りの兄弟
 等ハ、皆これが指揮に當り、ゲベラの者ハ、五萬人、皆よく身をよる、この各種の武器をもて善く戰闘を
 なし、一心に行伍を守る者ありき、ナ、マ、リ、の者ハ、將たる者千人、楯と戈とを執りて、これに從ふ者三萬七千
 八百人、ハ、二萬八千六百にして、皆よく陣に
 分み且行伍を守る者ありき、またヨルダの彼旁、あるルベン人と、ガド人と、マナセの半支派の者ハ、十二萬
 八千あり、各種の武器を執りて、戰爭にいづくに勝る者ありき、是等の行伍を守る軍人等、眞實の心を懷きて、ヘ
 ロンに來り、ゲベラをもて、エラエル全國の王となさんとせり、其餘のイスラエル人もまた心を一にして、
 第七百三

二百三

二百九

二百七

二百九

ビテを王どおざとせり 彼ら彼處お三百をりてガビテどもに食ひかつ飲り其の兄弟等これがた
めに備をせられたるあり また近處の者よりイ、サガル、セ、ブル、ふよびナマリの者お至るまでパッ
と麥粉の食物と乾無花果と葡萄酒と油等を驢馬、騾馬、牛、馬、を載きたりかつ牛羊を多く携へいたれ
り、是イストラエルみな喜びたればなり

第三十節 茲おガビテ千人の長百人の長などの諸將どおひ議り、而してガビテイスラエルの全會衆お
言けるハ汝らあし之を善とし、我らの神ニホッてこれを允したまはば、我ら徧く人を遣してイスラエルの各
地に留守れる我らの兄弟ならびにりの諸地、邑々にを祭司とレヒ人どに至らせ之をして我らの所に
集まらしめん、而して我らまた我らの神の契約の權を我らの所お移さんサウルの世ハ我ら之を所て論
ことをせざりしありと、會衆みな怒すべしと語り、其ハ民か此事を善と觀たればなり、是おおいてガ
ビテハキリアヤリムより神の契約の權を寫きたらんとてエゾトのシホルよりハマの入口までのイ
ストラエル人をことごとく召あつめ、而してガビテイスラエルの一切の人どもおバテラといふユダのキ
リアヤリムに上り住きケルベムの上に坐したまふユホババ神の名をもて稱らるゝ契約の權を軍處より昇
のぼらんとし、乃ち神の契約の權を新しき車に載てアビナダブの家より牽いだし、ウツとアヒオウの車
を御せり、ガビテおよびイストラエルの人ハみあ勝と琴と瑟と鼓と鏡と喇叭など、以て力をさはめ歌
をうたひて神の前に踊れり、かくてキレツの禾場お至る船ヲサ手て神の契約の權お伸してこれを扶へ
たり、其ぞ年これを振たればなり、ウツの手を信て契約の權おつけたるによりてニホバこれに向ひて
怒熱を發してこれを撃たまひければ、其處にて神の前お死し、エホバウツを撃たまひして因てガビテ怒れ

- 一 五五〇一 解古
- 二 五五〇二
- 三 五五〇三
- 四 五五〇四 代十五
- 五 五五〇五
- 六 五五〇六
- 七 五五〇七 代十五
- 八 五五〇八
- 九 五五〇九
- 十 五五一〇 代十五
- 十一 五五一一
- 十二 五五一二

り其處ハ今日までレツウサ(ウサ)と稱入らるゝ、その日ガビテ神を畏れて語り我かん神の契約の權
を我ら所昇め、くべけんやと、ガビテウの契約の權を巴のどころガビテの城邑おつとさか、之を轉して
ガチオアベテエム(ウサ)の家お昇いとめたり、神の契約の權オベエム(ウサ)の家おありて其家族どもにお
かるゝこと二月なりき、エホバオベエム(ウサ)の家どのの一切の所有を祝福たまへり

第三十一節 茲にツロの王ヒラム使者をガビテに遣はし、之がために家を建てんとして、楡樹および木匠
石工をおくれり、ガビテハエホバの固く已をたて、イスラエルの王どなしたまへるを應れり、其ハの
民イストラエルの故およりて、この國標お興りたればなり、ガビテエホバにおひて、其妻を納たり、而
してガビテおまた男子、女子を得たり、そのエホバにおひて得たる子等の名ハ左のごとし、セヤン、セヨハ
ゲン、ナタ、ソ、ウ、シ、ロ、モ、ソ、イ、グ、ハ、ル、エ、リ、シ、ユ、ア、エ、ル、バ、レ、ラ、ノ、カ、チ、ベ、ガ、ビ、テ、ア、モ、リ、シ、ヤ、エ、エ、リ、ア、ダ、
エ、リ、バ、レ、ラ、○ 茲おガビテの膏うゝがれて、イスラエル全國の王どおされる事、レシテ人お開つけられ、バ
レシテ人、みか、ガビテを獲らんとて上れり、ガビテハ開て之をお當らんとて出たりし、レシテ人、すでに來り
て、レバイヤの谷を侵したりき、時おガビテ神お問て言けるハ、我レシテ人おおひて攻上るべきや、汝
のれらを手お付したまへや、エホバガビテお言たまひけるハ、攻上れ、我かれら汝の手お付ざんと、是
おおいて、皆バアルマ、上りゆきけるが、ガビテつひに彼處おて彼らを打敗り、而してガビテ言り、神水
の破壤り出るごとく、お我手をもてわが敵を取らんと、是をもて、の處の名をバアルマ(破壤)
の處と稱ふなり、彼ら其處おりの神々を遺ゆきたれば、ガビテ命じて、火をもてこれを焚せたり、斯て後
ハ、レシテ人、復谷を侵しければ、ガビテまた神お問、神これに言たまひけるハ、彼らを追て上るべからず、

- 一 五五〇一
- 二 五五〇二
- 三 五五〇三
- 四 五五〇四
- 五 五五〇五
- 六 五五〇六
- 七 五五〇七 代十五
- 八 五五〇八
- 九 五五〇九
- 十 五五一〇 代十五
- 十一 五五一一
- 十二 五五一二